２　人口減少対策
（1）東京一極集中の是正

国への提案事項

これまで地方創生の様々な取組が行われてきたが、東京一極集中という大きな流れを変えるには至っていない。過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけでなく、イノベーションの源泉となる多様性を失わせ、国全体の生産性や競争力の向上を阻害することとなる。また、合計特殊出生率の低い東京圏に人が集まることによる日本全体の出生数の減少や、大規模災害によるリスクなど、日本の持続的な発展を阻害するものであり、放置すれば日本全体が衰退していくことになる構造的な課題である。

国においては、こうした構造的な課題の解決を国政の中心に据え、必要な政策を総合的に推進するよう取り組んでもらいたい。

１　東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

○　地方・東京圏の転出入均衡に向けて、
- 国と地方で取り組むべきことを明確化し、取組ごとに転出入への影響を具体的に示すこと。
- これまでの国の取組について、効果検証を行い、必要な見直しを早急に図ること。

２　地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

○　国が主体となり、マスメディアやソーシャルメディアなど広報媒体を積極的に活用し、地方の魅力等を発信することにより、国民の価値観を地方志向へと大転換するような機運醸成を積極的に進めること。

国への提案事項

３　東京と地方における財源配分の適正化

○　二地域居住など、ライフスタイルの多様化に対応する新たな住民税の仕組みを創設すること。

４　企業の移転促進に向けた調査・分析

○　東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

５　地方移転を促進するインセンティブの構築

○　企業の地方移転を実現するための実効性の高いKPIを設定することで、適切に進捗管理を行うとともに、
- 雇用促進税制の適用要件から法人全体の従業員の増加を限度とする規定を撤廃するなど企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制を更に拡充するとともに、東京圏と地方での従業員数により、法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講ずること。
- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金（仮称）制度を創設すること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

国への提案事項

６　ＵＩＪターン就職の促進に対する支援

○　小・中・高の教育の段階で、児童・生徒が県内企業を知り、地域で働く社会人の姿を見て地域への愛着を高めるなど、児童・学生に対する地方へのUターン就職・転職の動機付けを後押しする取組、また教育に参画する企業を増やす取組に対する支援を行うこと。

○　新しい地方経済・生活環境創生交付金（地方創生移住支援事業）のマッチング支援事業については、令和６年度末に終了したマッチングサイトのデータ連携を維持させるための仕組みの再構築、又は新たにサイト閲覧者数等を確保するための広告費等の財源措置をとること。

○　また、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地方就職学生支援事業）については、
・採用活動前のインターンシップにかかる費用への支援、
・企業補助型の支給スキームの選択導入、
・県出身者の多いエリア等への対象地域・大学の拡大など、
支援制度の見直し・拡充を図ること。

７　プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

○　デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となる中、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチングの取組を強化し、地方へのプロフェッショナル人材の還流を促進すること。

○　東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

２　人口減少対策
（１）東京一極集中の是正

国への提案事項

８　選ばれる地域を実現する質の高い教育環境の提供

○　幼稚園から小・中・高等学校に至る各段階における質の高い教育環境の提供は、多様な人材の育成・確保や若年層の県外流出防止にとどまらず、「『地方創生2.0』の基本的な考え方」でも示されている「若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策の強化」に大きく資するものであり、東京圏への一極集中を押しとどめ、逆回転の流れを生み出していく上で不可欠である。

このため、国立大学附属学校においては、教育研究機能のみならず、地域における魅力的な教育の受け皿となっていることにも十分配慮した上で、国立大学法人運営費交付金において、附属学校における必要な定員の確保や機能強化・魅力向上を目的とした重点支援枠の拡充など充実を図ること。

９　全国統一的な調査の実施及び国で公表している類似の人口統計の統合

○　東京一極集中の是正や人口減少対策の効果的な施策を実施するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、移動理由等を解明できる全国統一的な仕組みを構築するとともに、人口実態の正確な把握が可能となるよう、国で公表している類似の人口統計を統合すること。

【提案先省庁：内閣官房、内閣府、文部科学省、総務省、厚生労働省、経済産業省】

1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

現状／国・広島県の取組状況

○ 国の取組状況

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などの取組を進めてきた。

【参考】国の主な取組

- 地方拠点強化税制
- 地方大学・産業創生法
- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- デジタル人材地域還流戦略パッケージ（地方創生起業支援金・地方創生移住支援金） 等

○ 広島県の取組状況

広島県においても、社会動態の均衡に向け、企業誘致や学生の県内就職促進など、様々な取組を進めてきた。

【参考】広島県の主な取組

- 県内高校・大学と連携した中小企業の魅力を知る機会の拡充
- 県外学生等に対するUIJターン就職促進
- デジタル系企業を中心とした本社・研究開発機能等の誘致
- 東京圏等から移住の促進 等

2 人口減少対策 （1）東京一極集中の是正

課 題

- 国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。
- 第2期総合戦略では、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を設定していたが、2022年12月に策定した、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では達成時期を2027年度と後ろ倒しされている。
- こうした中、2024年における東京圏への転入超過数は13.6万人と依然高い水準となっており、転出入均衡へ向かう兆しは見えない。
- 広島県においては、国内移動の転出超過数が、2023・2024年において、1万人を超える水準に至っており、そのうち東京圏への転出超過が全体の4割以上を占めている。
- マスメディアやソーシャルメディア等においては、東京圏での生活や暮らしの魅力を強調するようなコンテンツが多く、こうした状況が東京一極集中を更に加速させている可能性がある。

3 東京と地方における財源配分の適正化

4 企業の移転促進に向けた調査・分析

5 地方移転を促進するインセンティブの構築

現状／国の取組状況等

○ 多様なライフスタイルに対応した地域活性化のための基盤整備（二地域居住の促進）

- コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者・子育て世帯等を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、その促進に向け、基盤整備に関する法改正が2023年5月に行われたところ。

○ 人・モノの東京への過度の集中

- 全国の事業所の約28%が東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）に所在。
- 東京圏への本社移転は、2021年から転出超過となっているが、2011年以降10年連続転入超過が続いていた。

○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

【地方拠点強化税制】～令和6年度税制改正内容～
- 適用期限を令和8年3月末まで2年間延長
- 特例措置の対象となる事業部門の追加及び併設する育児施設を対象施設に追加
- 税制適応対象期間の緩和等の雇用促進税制の拡充
- 建物の取得価額に上限を設定する等のオフィス減税の縮減

2 人口減少対策 （1）東京一極集中の是正

課 題

- 二地域居住を一層促進し、地方への人の流れを創出・拡大していくためには、住民税の仕組みについても、二地域居住に対応させる必要がある。
- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、地方への人の流れの創出・拡大に取り組むとともに、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

（地方拠点強化税制）

- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

6 UIJターン就職の促進に対する支援

2 人口減少対策
（1）東京一極集中の是正

現状

【小中高のキャリア教育等】

○ 広島県では進学前に地元企業と接点を持つことで地域に愛着を持ち、大学進学後の地元就職・Uターン就職に好影響を与えるという仮説の元に、県内高校に対して「ひろしま業界マップ」の配付や地元企業の出前講座を実施している。
（実績）地元企業の出前講座
R5年度：34校5,261人参加　R6年度：40校5,600人参加見込

【マッチング支援事業】

○ 令和3年度より運用を開始したマッチングサイトについて、内閣府とYahooの間で効果的なデータ連携（県求人サイト掲載の求人情報を、民間求人まとめサイトに連携掲載する仕組み）を行っていたが、令和7年3月末で終了することにより、情報発信力が確約されなくなる。

【地方就職学生支援事業】

○ 東京都内に本部を置く大学の学生のUIJターン就職を促進するため、令和7年度から地方就職学生支援事業の制度が拡充されたが、東京都に本部がある大学に通う学生のみが対象となっており、東京圏に位置づけられる埼玉県、千葉県、神奈川県に本部を置く大学の学生は対象になっていない。

○ また、広島県は大学への進学率が高く、大学が集積する関西圏への進学者も多いことから、関西圏からの地方就職促進も必要な取組である。

○ インターンシップを行う企業が増加しており、企業が採用選考前の段階から学生と接点を持つことは、学生の就職先選択において重要な意味を持つようになっている。

課　題

● 地方創生の観点から、県外大学に進学した学生がUターン就職することを促すことが重要な取組であるため、進学前に地元への愛着を持たせることが重要である。

● 東京圏への一極集中は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題であり、求人情報の提供は特に重要である。

● なかでも大きなウェイトを占める「20～24歳」の移動を促す、新卒就職については、人手不足の労働環境も相まって、活動期間が早期化・長期化しており、地方企業が採用選考前に学生と接点を持つことで地方就職促進につながると考えられる。

7 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

2 人口減少対策
（1）東京一極集中の是正

現状／広島県の取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績（令和7年3月末までの累計）】

	相談件数	成約件数
全　国	119,172	32,195
広島県	4,002	1,016（※）

（※） 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、2,521件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績（令和7年3月末までの累計）】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
補助件数（常勤雇用）	20	33	34	40	53	39	41	47	47	354
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	22	15	17	143
割　合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	53.7%	31.9%	36.2%	40.4%

課　題

● プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているものの、東京圏の転入超過は約13万人（令和6年）となっており、東京一極集中の解消には至っていない。

● 高度なデジタル人材等の地方還流を促進することにより、地方企業の成長戦略の実現を後押しする必要がある。

8 選ばれる地域を実現する質の高い教育環境の提供

2 人口減少対策
（1）東京一極集中の是正

現状／国の取組状況

○ **国立大学改革の推進**

国においては、価値創造の源泉となる研究力の強化など、ミッション実現に向けた大学改革を推進しつつ、安定的・継続的に教育研究活動の支援を行うこととしている。

また、国立大学法人広島大学においては、幼稚園から高等学校までの学校種を有する強みを活かし、附属学校においてSTEAM教育の推進など先導的な実験的カリキュラムにチャレンジするなど、我が国の初等・中等・高等教育を包括した教育改革に先導的に取り組まれているところ。

【参考】国立大学法人運営費交付金

うち、教育研究組織の改革に対する支援（R7：98億円）
※教育研究活動の充実等に向けた附属学校の機能強化のための支援を含む

【参考】広島大学附属学校園の機能強化策（R5.3）

・東広島地区・三原地区における幼稚園の統合（1園2園舎）【令和6年度から実施済】
・福山地区における中学校・高等学校の改組（中等教育学校）と各学級定員の見直し（40人→32人）【令和9年度から実施予定】

課 題

● 本県教育においては、総合計画「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン」に基づき、乳幼児期から大学・社会人までを系統立てた方針のもと、「学びの変革」の更なる加速に向けた新たな取組への果敢なチャレンジなど、オール広島県で取り組んでいくこととしている。

● こうした中、広島大学附属小・中・高等学校においては、機能強化策として学級定員の見直しを予定されており、受入定員は減少する見込み。

● 大学法人においても、附属学校が、地域における魅力的な教育の受け皿であることを認識されているが、定員減少が、児童・生徒の進学時における県外転出や転入抑制に繋がる可能性も考えられる。

● このため、本県が学習環境として魅力的な地域として選ばれるためには、公立・私立における魅力・特色のある学校づくりの取組と併せて、国立大学附属学校における必要な定員を確保するとともに、学校の機能強化・魅力向上に継続的に取り組んでいただく必要がある。

9 全国統一的な調査の実施及び国で公表している類似の人口統計の統合

2 人口減少対策
（1）東京一極集中の是正

現状

○ 全国統一的な移動理由の調査・分析の必要性

・本県では以前から、市区町窓口での転出入手続き時に移動理由を把握するための独自調査を行っている。
・この調査は、法令で定めのない任意協力に基づく調査であることや、令和5年からマイナポータルでの転出届の提出が可能となったことによる窓口来所者の減少により、特に近年、調査票の回収率が伸び悩んでいる。
・また、同様の独自調査を実施している都道府県も少なく、かつ調査項目が異なっていることから、全国比較が困難な状況にある。

○ 国公表の類似の人口統計の統合

・現在、国の人口に関する統計は、目的や集計方法、データの種別等が異なったものが、複数の機関から数種類公表されており、地方自治体や世間において、人口の状態を正確に捉えることが困難な状況にある。

【参考】国公表の人口統計について

	住民基本台帳人口移動報告	人口推計	住民基本台帳に基づく人口，人口動態及び世帯数
調査主体	総務省統計局	総務省統計局	総務省自治行政局
目的	住民基本台帳による人口の移動状況の把握	国勢調査の実施間の時点においての各月，各年の人口状況の把握	住民基本台帳上の人口及び世帯数並びに1年間の人口動態の把握
調査期間	1月～12月	10月～翌年9月	1月～12月
年報公表日	1月下旬	4月中旬	7月下旬

課 題

● 国と地方が東京一極集中の是正や人口減少対策の効果的な施策を実施するためには、人口の実態の詳細な把握と要因分析が重要である。

● そのため、転出入届時等で移動理由を解明できる全国統一的な仕組みを構築し、さらには、国で公表している類似の人口統計を統合するなど、地方自治体等が人口実態を総合的に把握可能なものとする必要がある。

2　人口減少対策
（2）子ども・子育て

国への提案事項

1　子供の予防的支援の推進

○ 「こどもデータ連携実証事業」の全国展開に向けて、効果検証や成果の見える化を行うとともに、予防的な支援に関わる職員の育成・確保及び必要な財政支援を検討すること。

○ 予防的な観点から関係機関と連携し早期に支援が行えるよう、児童の情報を関係機関で共有することについて、制度上の位置づけを明確にすること。

国への提案事項

2　子育てに関する経済的支援の強化

○ 誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、子育てに関する経済的支援の強化については、地方自治体の財政力に応じてこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講ずることを前提に検討を行い早期に実現すること。

- 少子化への対策として、就労や障害の有無、所得等に関係なく、子供たち誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、先行して自治体が独自で実施する場合、その財政的支援を行うこと。
- どこに住んでいても、受けられる医療サービスに差が生じないよう、全国一律のこども医療費助成制度を創設すること。
- 経済的事情や居住地等による格差を是正し、子育て世帯への支援を強化するため、国の財政負担による学校の給食費無償化を早期に実現すること。なお、学校給食費の無償化に当たっては、子供たちの健全な成長のために栄養バランス等の食事内容の充実や食に関する指導、物価高騰にも配慮すること。

【提案先省庁：こども家庭庁、文部科学省】

1　子供の予防的支援の推進

現状／広島県の取組

【子供の予防的支援の推進】

○　モデル3市町において補助事業を実施しており、こどもの育ちに関する様々なデータを集約・分析し、潜在的に虐待リスクがあるこどもや家庭に対し、予防的な支援を継続的に行っている。

○　国は、令和4年度からこどもデータ連携に係る実証事業を開始し、令和7年度は取組の事例集の作成や、これまでの取組における課題整理を進めるとしている。

課　題

【子供の予防的支援の推進】

●　データ連携やシステム開発には多額の費用が必要であり、既存の国庫補助を活用してもなお、事業実施にあたり市町の財政的負担が大きい。

●　予防的な支援は、通常の虐待対応と異なり、問題が発現していない家庭への関わりがあるため、職員の育成・確保等が必要。

●　個人情報の保護の観点から、潜在的に支援が必要と考えられる児童を要支援児童として管理し、関係部署と情報共有をしているが、制度上の位置づけが不明確であり、市町の判断に委ねられている。

2　子育てに関する経済的支援の強化

現状／広島県の取組

【子育てに関する経済的支援の強化】

○　本県において、令和6年度に子育て当事者等と知事が直接意見交換を行った車座会議では、経済的負担の更なる軽減について強い要望があり、併せて実施したアンケートでは、子供を持ちたいという希望の実現に向けた公費負担の更なる充実について、「必要と思う」が88.9%という結果であった。

○　県内の各市町においては、子育てや定住促進などの施策の一環として、地域の実情に応じて助成内容等の拡充を実施している。

- 0歳から2歳までの保育については、利用人数が限定的であることなどを理由に、国のこども政策強化の動きの中でも拡充は見送られたことから、近年、独自に減免や無償化を実施する市町が増えている。
- 各市町においては、こども医療費助成制度については、全ての市町が県の助成に上乗せする形で、公費負担を行っている。
- 学校給食費は保護者等が負担しているが、県内の一部市町においては無償化等の措置を行っている。

課　題

【子育てに関する経済的支援の強化】

●　少子化対策には、経済的な面も含めた子育てに係る安心感の醸成が重要であるが、自治体の財政状況によって、子育てに関する経済的支援の内容に格差が生じている。

≪参考1　県内市町の幼児教育・保育の無償化の状況≫

【令和6年度から実施】	府中市・世羅町・神石高原町（0～2歳児完全無償化） 広島市（第3子以降無償化、第2子を半額） 三原市・尾道市・福山市（0～2歳の第2子以降無償化） 廿日市市（0～2歳の第1子を半額）

≪参考2　県内市町のこども医療費助成の状況≫　（R7.4.1時点）

助成対象		入院	通院
小学校卒業まで		0	0
中学校卒業まで		4	4
高校卒業まで		19	19
自己負担	有	21（※1）	22（※1）
	無	2	1
所得制限	有	2（※2）	
	無	21	

（※1）未就学児又は非課税世帯に限り自己負担無としている市町を含む
（※2）一部の年齢層に限り所得制限なしとしている市町を含む

≪参考3　県内市町学校給食費無償化の状況≫

【令和6年度実施状況】	大竹市、安芸高田市（無償化） 三原市、海田町、坂町（一部無償化）

２　人口減少対策
（３）教育の充実

国への提案事項

１　質の高い教員・人材確保のための環境整備

○　産・育休代員の対象期間の延長及び対象校種・職種の拡大を図ること。

○　日本語指導担当教員の拡充及び小学校における教科担任制の対象学年の拡大など教職員定数の一層の拡充を図ること。

○　スクール・サポート・スタッフの全小中学校への継続的な配置、スクールソーシャルワーカーや部活動指導員など教員をサポートする人材を必要とする全ての学校に配置ができるように、財政措置の拡充を図ること。

○　学校部活動の地域連携・移行に当たり、指導者となる人材の確保や指導者の処遇改善、地域クラブ活動の運営・実施主体となる団体の体制整備等の財政措置を講じること。

○　教員採用選考試験の早期化を進めるに当たっては、教育実習を含めた教職課程の編成・実施時期について、大学に対して、早期化に合わせたカリキュラムの見直しを働きかけるなど必要な措置を講じること。

○　大学院を対象とした教員人材確保のための奨学金の返還支援の取組について、学部段階の学生まで対象の拡充を図ること。

国への提案事項

２　学びのセーフティネットの構築

○　家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現するため、経済的に困難な状況にある家庭へ、切れ目のない支援が行えるよう、奨学給付金制度に端末購入費を勘案するなど更なる教育費負担の軽減を図ること。

３　公立学校施設整備の促進

○　公立学校施設の長寿命化改修等に係る国庫補助について、近年著しく上昇している物価及び人件費を踏まえ、実工事費に見合った建築単価を設定するとともに、交付金算定割合の引上げを行うこと。また、計画的に公立学校施設の整備を推進していくため、当初予算において十分な財源を確保すること。

○　私立高校を含めた授業料実質無償化等を踏まえ、公立高校の特色化・魅力化に資する施設整備の充実・機能強化を図るための交付金等を新たに創設するなど、公立高校の施設設備の整備に対する抜本的な財政支援措置を講ずること。

【提案先省庁：文部科学省、スポーツ庁、文化庁】

1 質の高い教員・人材確保のための環境整備

現状／広島県の取組

○ 産・育休代員確保支援加配の要件が、5月から7月末までの期間に産育休を取得する見込みがあり、かつ、小・中学校の教職員及び特別支援学校（小・中学部）の教員に限られており、8月以降に産育休を取得する場合や、高等学校・特別支援学校高等部の教職員は加配措置の対象となっていない。
○ 日本語指導について、教職員定数を活用し、一定の対象児童生徒の在籍がある学校に加配教員（常勤）を配置するとともに、少数在籍校に対する支援として、週当たり5時間程度の非常勤講師の措置を行っている。
○ 小学校教科担任制については、令和7年度から高学年（第5・6学年）に加え、第4学年まで対象が拡大されたもの、第3学年は対象となっていないため、小規模校では措置要件を満たすことができず、活用しにくい状況にある。
○ スクール・サポート・スタッフの配置や管理職による組織マネジメントの徹底等により、時間外在校等時間が月45時間を超える教員は減少しているものの、依然として多く存在している。
○ 50の中学校区と4つの拠点となる県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、1配置当たり年間500時間以上を措置しているが、生徒指導上の諸課題が生起する背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーへの相談件数は、増加傾向にある。
○ 学校部活動の地域連携・地域移行については、県内全ての市町において検討が進められ、うち13の市町では学校関係者や競技団体等で構成する検討協議会などを設置し、具体的な方針や運用の検討が進められている。また、令和6年度においては、7市町において国の実証事業を実施した。
○ 質の高い教員の確保に繋げる観点から、全国的に教員採用試験の日程を前倒しする中、本県においては、受験者の負担が大きい等の理由から、今年度についても、前倒しを見送っている。
○ 国においては、令和7年度採用から、正規教員として採用された大学院生のみを対象に、日本学生機構の第一種奨学金の返還免除を行っている。

課 題

● 更なる産・育休代員確保の推進のためには、対象期間の延長や対象校種・職種の拡大が必要である。
● 日本語指導について、少数在籍校を含めた、公立学校に在籍する全ての対象児童生徒に十分な指導を実施するために、より一層の定数拡充が必要である。
● 教員の持ちコマ数軽減や業務負担軽減など学校の働き方改革を進めるために、小学校教科担任制の対象を第3学年へ拡大するとともに、スクール・サポート・スタッフ等の継続的な配置など教員をサポートする職員の一層の拡充が必要である。
● よりきめ細かな支援を行うために、専門的な知識と技術をもつスクールソーシャルワーカーの一層の拡充が必要である。
● 学校部活動の地域連携・地域移行に当たっては、各市町がそれぞれの実情に応じた方策を検討しているが、多くの自治体において、地域移行の受け皿や指導者の確保、それに伴う財源の確保などが課題と感じており、継続的な支援が必要である。
● 教員採用試験の日程の前倒しについては、県内大学関係者からも教育実習の日程との調整で懸念を示されており、実施に当たっては、本県のみならず、全国の大学等において同様に教職課程に係る対応がなされる必要がある。
● 教職の重要性をより広く社会的に顕示することで、学生の教員志望の意欲を強め、教員志願者の全国的な拡大につながるという質的・量的な観点から、奨学金の返還支援の対象範囲をできるだけ幅広く捉えて、学部段階の学生も含めて対象としていくことが必要である。

【関係補助金】
教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）
地方スポーツ振興費補助金及び文化芸術振興費補助金
（中学校における部活動指導員の配置支援事業）

2 人口減少対策
（3）教育の充実

2 学びのセーフティネットの構築
3 公立学校施設整備の促進

現状／広島県の取組

【学びのセーフティネットの構築】
○ 広島県では、高校入学時に、授業等の教育活動で使用する学習者用コンピュータ端末（一人1台端末）を保護者負担で準備するよう案内しており、低所得世帯に対する支援として、端末購入費を対象とした県独自の給付型奨学金を、国の交付要綱等に基づく奨学給付金制度とは別に支給している。

【公立学校施設整備の促進】
○ 公立学校施設の老朽化が進む中、新しい時代の学びに対応した教育環境の向上と、施設の長寿命化を図る老朽化対策との一体的な整備等が求められている。

課 題

【学びのセーフティネットの構築】
● 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう継続して支援を行う必要があるが、端末購入費に係る支援が、県の大きな財政負担となっている。
● 小・中学校と同様に、高等学校段階においても一人1台端末が活用できる環境を整備するため、奨学給付金制度に端末購入費を勘案するなど、国庫負担による支援が必要である。

【公立学校施設整備の促進】
● 学校種を問わず、長寿命化改修だけでなく、今後、躯体の耐用年数経過に伴う改築も必要となることなどから、更に多額の財源確保が課題である。
● 近年、物価及び人件費が高騰しているが、国庫補助の算定基礎となる建築単価が、実際の工事費に見合っておらず、また、技術者不足による入札不調などにより事業の遅延が発生していることから、国の補正予算や本省繰越予算による措置では、計画的な事業の遂行が困難である。
● 私立高校を含めた高校授業料の実質無償化に伴って、地域にある公立高校の教育環境の維持が困難になる恐れがある。県内全体の高等学校教育の機会均等を維持し、教育の質の向上を図るため、施設面等を含めた公立高校の魅力化・機能強化に取り組む必要がある。

【関係補助金】
教育支援体制整備事業費補助金

国への提案事項

地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

（1） 地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充・延長

○ 2040年に向け検討を進める地域医療構想において、医療機能の分化・連携の更なる加速に向け、地域医療介護総合確保基金などによる財政的な支援制度を継続すること。

○ 大規模な再編を伴う地域の基幹的な病院整備については、地域医療構想の加速に大きな役割を果たす一方近年の建築物価の高騰を受け、現状の地域医療介護総合確保基金の支援制度のみでは財政的負担が大きいことから、支援制度の新設・拡充を図ること。

（2） 公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の充実

○ 「公立病院経営強化ガイドライン」に基づく病院の整備について、病院事業債（特別分）の元利償還金に対する普通交付税措置の措置対象となる建築単価の実態に応じた見直しなど、支援制度の拡充を図ること。

（3） 社会経済情勢を適切に反映した令和8年度診療報酬改定

○ 保険医療機関は、公的価格である診療報酬により運営されており、光熱費や材料費等の高騰や、人件費の上昇の影響を価格に転嫁することができず、非常に厳しい経営を強いられている。地域の医療提供体制を、将来にわたって維持・確保するため、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬となるよう改定を行うこと。

【提案先省庁：総務省、厚生労働省】

地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

現状

○ 無医地区数は全国ワースト2位
広島県内の無医地区数：2023年53か所

○ 若手医師が減少
広島県内の20～30歳代の病院勤務医師数の増減率：
2002年→2020年 92.9%（全国 111.5%、広島市 104.2%）

○ 救急搬送困難事案の割合が高い
広島県の現場滞在時間30分以上の割合：7.8%
…政令市のある都道府県ワースト6位／16

○ 医師の働き方改革の開始（2024年4月～）
時間外勤務の年の上限時間：救急医療等は1,860時間

○ 急性期病床は過剰、回復期病床は不足
2025年の必要病床数との差（広島二次医療圏）：
高度急性期・急性期 1,189 床、回復期△1,733 床

【参考】広島県における病床機能別病床数

（単位：床）

区分		2014年7月1日（病床機能報告）①	2023年7月1日（病床機能報告）②	2025年必要病床数（暫定推計値）③	過不足 ②-③
広島県	高度急性期	4,787	4,374	2,989	1,385
	急性期	14,209	10,843	9,118	1,725
	回復期	3,284	6,703	9,747	△ 3,044
	慢性期	10,368	7,558	6,760	798
	休棟等	323	816		816
	計	32,971	30,294	28,614	1,680
広島医療圏	高度急性期	2,858	2,574	1,585	989
	急性期	5,591	4,442	4,242	200
	回復期	1,400	2,773	4,506	△ 1,733
	慢性期	4,213	2,582	2,730	△ 148
	休棟等	118	391		391
	計	14,180	12,762	13,063	△ 301

○ 病院の厳しい経営状況
令和6年度診療報酬改定では、物価や賃金の上昇、経営状況等の影響を踏まえて引き上げが行われたが、病院の運営コストはこれを上回って上昇している。

広島県の取組

○ 広島県においては、高度な医療や様々な症例を集積する新病院の整備による医療人材の確保・育成・派遣等により、将来にわたって県全域の医療提供体制を確保することを目標とした「高度医療・人材育成拠点」基本計画（R5.9）を策定し、新病院の基本設計等を進めている。

課　題

● 都市部における複数の医療機関の統合を伴う基幹病院の整備にあたっては、救急・小児・災害・感染症など不採算・特殊部門に係る医療や民間病院では限界のある高度・先進医療、へき地医療、広域的な医師派遣等の役割を担うことに加え、近年の物価や人件費、建築単価の大幅な上昇により病院運営に必要なコストの増大が見込まれる。

● このため、地域の医療に必要な新病院の安定的な経営に向け、地域医療介護総合確保基金や公立病院経営強化に係る財政措置等、財政的な支援制度の更なる充実が必要となっている。

【公立病院を中心とした機能分化・連携に係る地方財政措置の概要】

区分	交付税措置	対象経費
病院事業債（特別分）	元利償還金の40%（建築単価59万円/㎡以下） 【参考】通常分 元利償還金25%	①患者搬送車、遠隔医療機器整備費 ②医療情報の共有等のための情報システム整備費 ③高度・救急医療施設・医師の研修派遣施設・設備整備費 ④基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器整備費 ⑤統合等に伴う基幹病院の整備費

（参考）「高度医療・人材育成拠点」基本計画（R5.9）における新病院の建築単価（約80万円/㎡）

● 公立病院を含む保険医療機関は公的価格である診療報酬により運営され、物価高騰等の影響を価格転嫁できないという構造的課題がある中で経営が厳しいことから、診療報酬への適切な反映が必要となっている。

地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

「高度医療・人材育成拠点」基本計画（R5.9）の概要

1　新病院（高度医療・人材育成拠点）の概要

整備予定地	広島市東区二葉の里三丁目
コンセプト	○ 標準治療が確立された症例のみならず、難易度の高い症例が集積された高度急性期・急性期機能を担うハイボリュームセンターとして、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する。 ○ 広島県の医療を支える医療人材の確保・育成や中山間地域をはじめとする県内全域の地域医療を維持するための体制を構築する。
病床規模	1,000床（一般病床950床、精神病床50床）
主な医療機能	○ 三次救急及び二次輪番病院のバックアップ　〝断らない救急〟、小児救命救急センター（ER機能併設）、成育医療センター ○ がん治療センター、脳卒中センター、心臓病センター、外傷センター、消化器内視鏡センター ○ 新興・再興感染症拡大時に対応可能な体制 ○ 基幹災害拠点病院として人材育成・派遣など災害医療体制の強化 ○ ICT技術を活用したスマートホスピタル　ほか
運営形態	一般地方独立行政法人（2025年4月設立）
概算事業費	約1,300億円～1,400億円 建築工事費：約900～1,000億円 （設計費、現病院の解体費含む） 土地購入費：約180億円 医療機器等：約170億円（システム含む） 建物購入費：約50～60億円（再編病院資産購入）
開院予定	2030年度

2　医療機能の再編計画

○ 高度な医療資源が集中する広島都市圏において、適切な機能分化と連携による地域完結型医療を実現するため、将来的な医療需要を見据え、医療機能の分化・連携のあり方や医療再編の方向性について、引き続き関係機関との検討を進める。

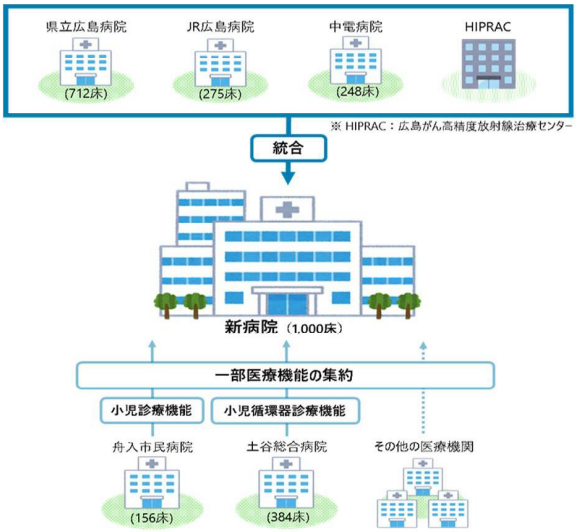

3　整備スケジュール（見込）

2023年9月基本計画 ⇒ 2026年建設着工 ⇒ 2030年新病院開院